

## 本県の登山に関する現状と課題

観光スポーツ部山岳高原観光課

### 1 登山計画書に関する取組について

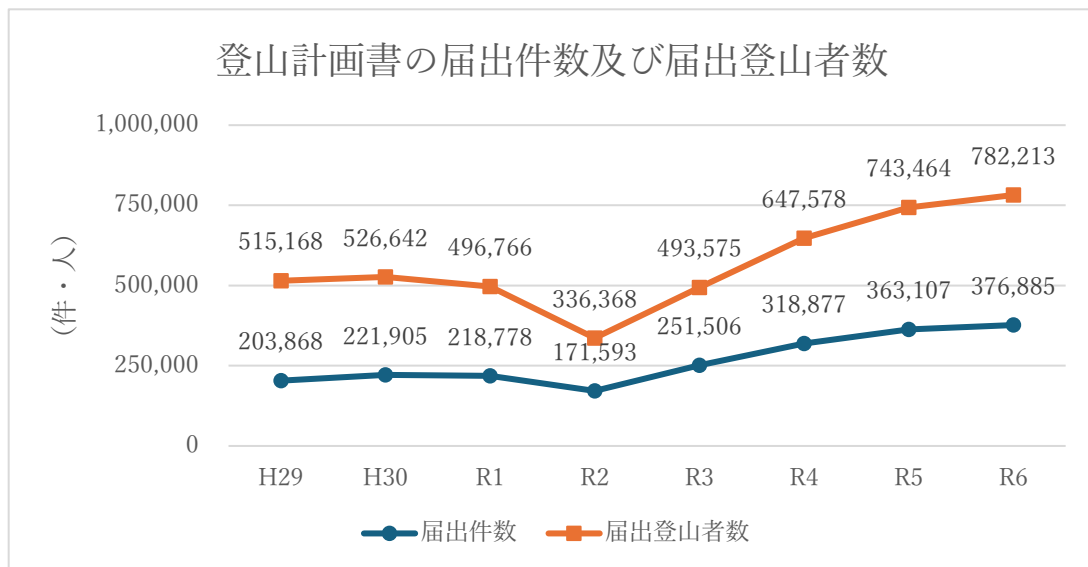
#### (1) 長野県登山安全条例における登山計画書の位置付け

- 内 容：登山計画書の届出の義務付け（条例第 21 条第 1 項）
- 条 件：指定登山道を通行するとき
- 対 象：山岳を登山しようとする者

#### (2) 登山計画書の届出状況

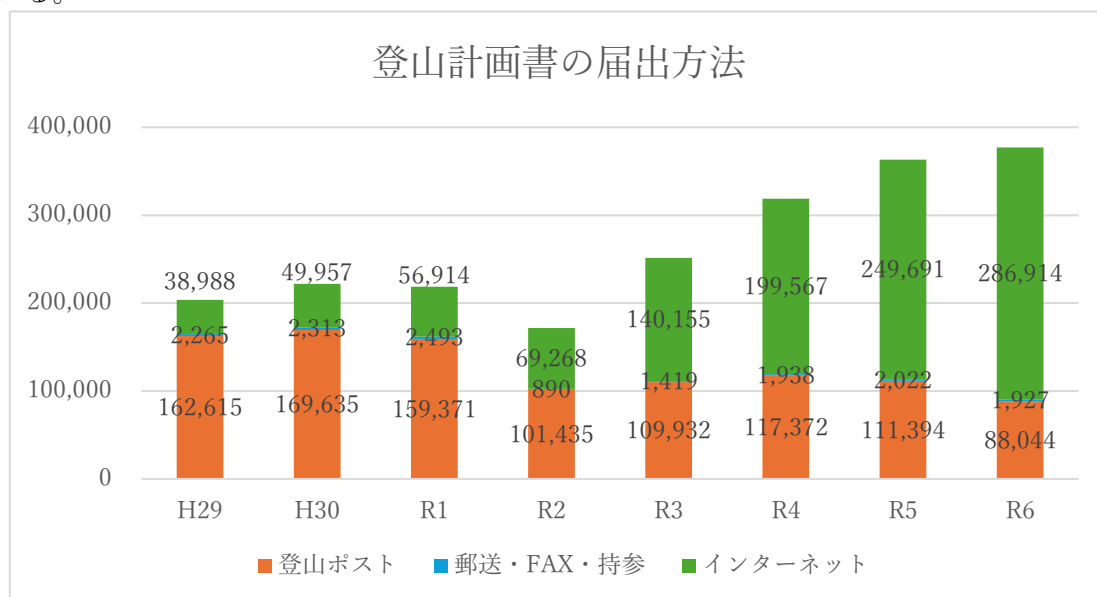
##### ①届出件数及び届出登山者数の推移

登山計画書届出件数、届出登山者数ともに、コロナ禍に一時的に減少したが、概ね増加傾向であり、令和 6 年の届出件数は平成 29 年と比較して約 1.8 倍に増加している。



##### ②届出方法の推移

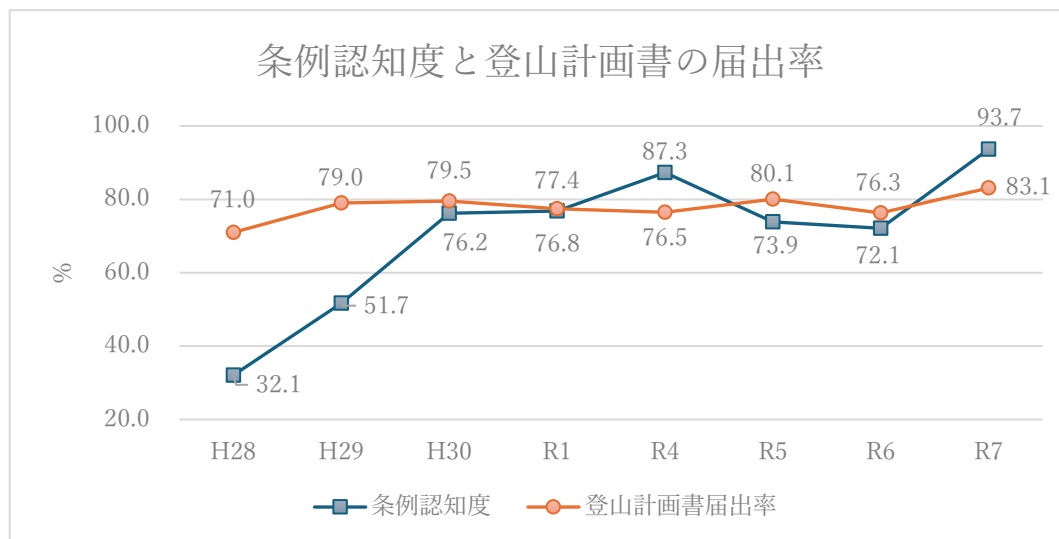
登山ポストでの届出は減少傾向にある一方、インターネットによる届出は急速に増加している。



③条例認知度と登山計画書の届出率（出展：「長野県登山計画書の届出状況等調査」）

条例認知度は平成 30 年頃にかけて増加し、その後概ね 80～90%程度で推移している。

登山計画書届出率は登山計画書届出を義務化した平成 28 年は 70%程度だったが、平成 29 年以降は概ね 80%程度で推移している。



【参考】長野県登山計画書の届出状況等調査について

長野県では、県内主要登山口において一般登山者を対象にアンケート調査を実施し、登山計画書の届出義務化に関する認知度を把握するとともに、県内主要山域における登山者の動向を把握し、届出の普及促進、届出環境の整備及び安全登山啓発等の施策を推進することを目的とした対面によるアンケート調査を実施している。

《実施期間》毎年 7 月～10 月      《サンプル数》1, 200 件以上

(4) 登山計画書の届出促進に向けた環境整備

- 環境整備：登山ポストのほか、オンライン・郵送・持参・FAX等多様な提出方法を提供
- みなし届：隣接県の行政機関、指定する民間団体への届出等は、本県知事に届け出たものとみなす。(条例第 21 条第 3 項)

《本県における「みなし届」の状況》

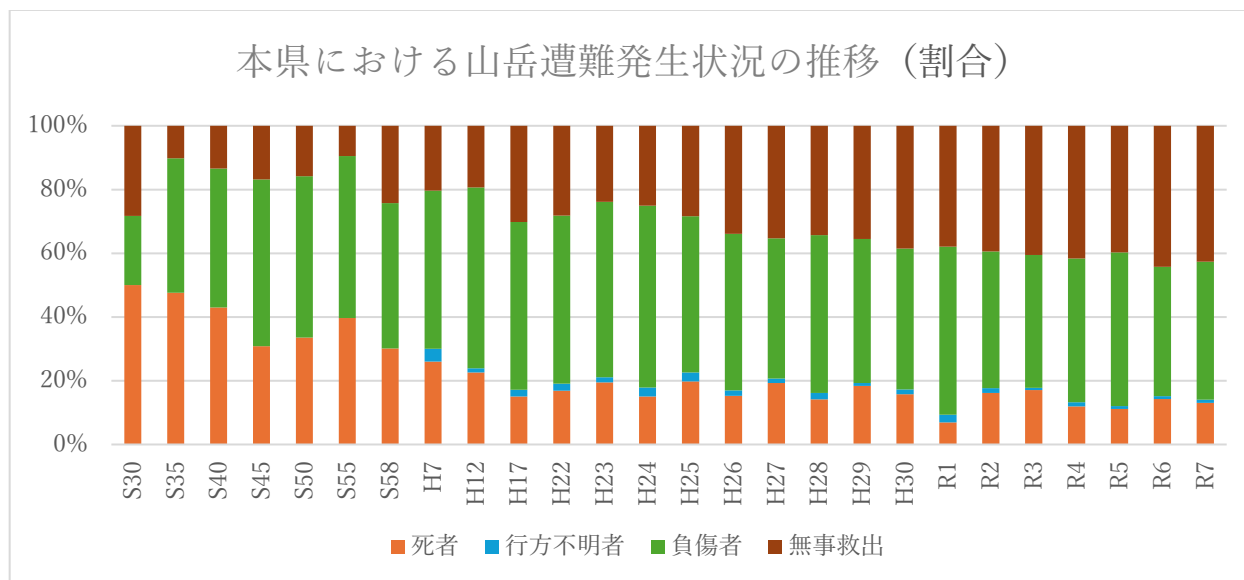
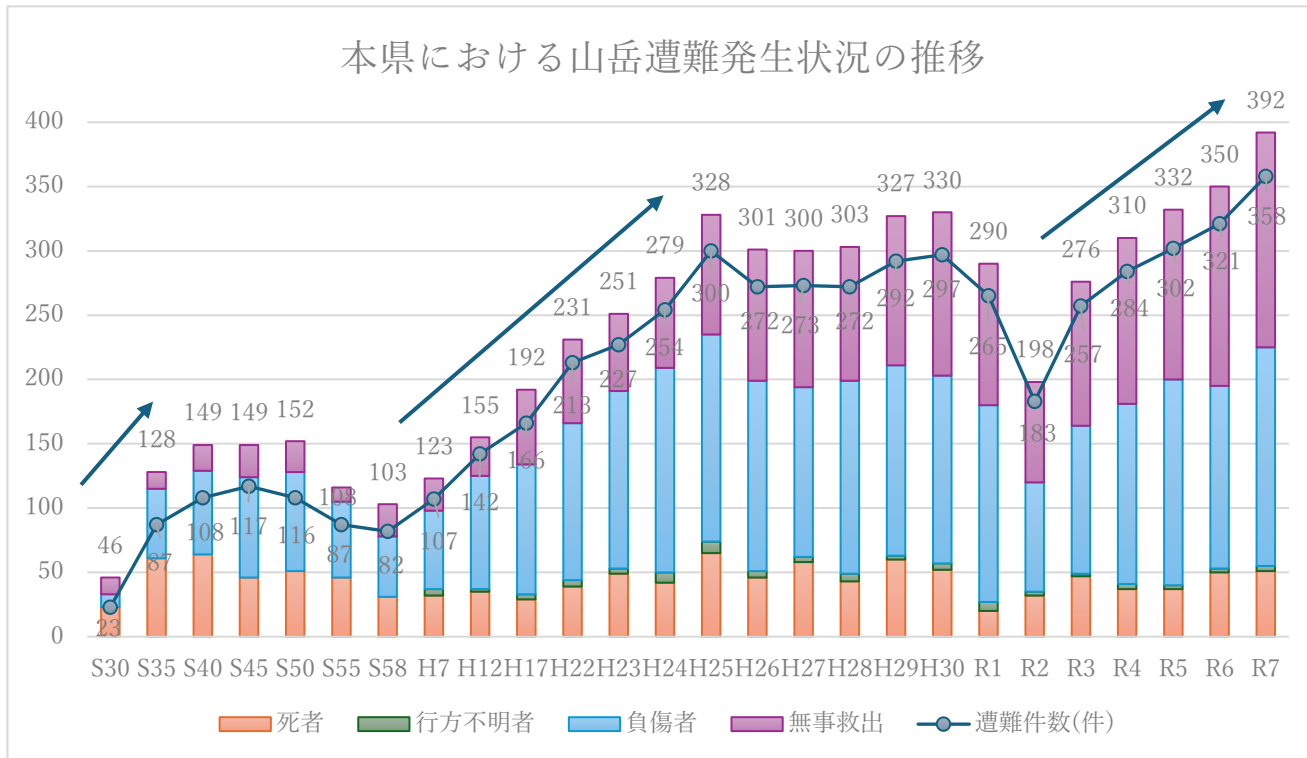
名称	内容
Compass (平成 28 年～)	・運営：山岳安全対策ネットワーク協議会（日本山岳ガイド協会 等） ・届出数：約 7.5 万件（令和 7 年度）
YAMAP (令和 2 年～)	・運営：株式会社ヤマップ ・届出数：約 23 万件（令和 7 年度）
山ピコ (平成 28～30 年)	・運営：NPO 法人北アルプスブロードバンドネットワーク
信州登山と自然 を守る会 (令和元～4 年)	・運営：アルピコ交通株式会社

## 2 山岳遭難の発生状況

### (1) 遭難発生状況の推移

遭難件数は平成7年ごろから平成25年にかけて急増し、コロナ禍により一時減少したものの再び増加に転じ、令和5年以降、3年連続で過去最多を更新している。

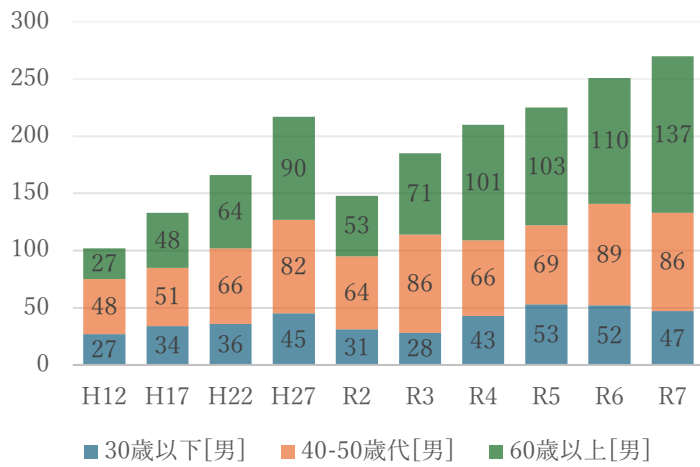
死者数、行方不明者数は概ね一定だが、負傷者数、無事救出は平成17年前後を境に増加傾向にある。



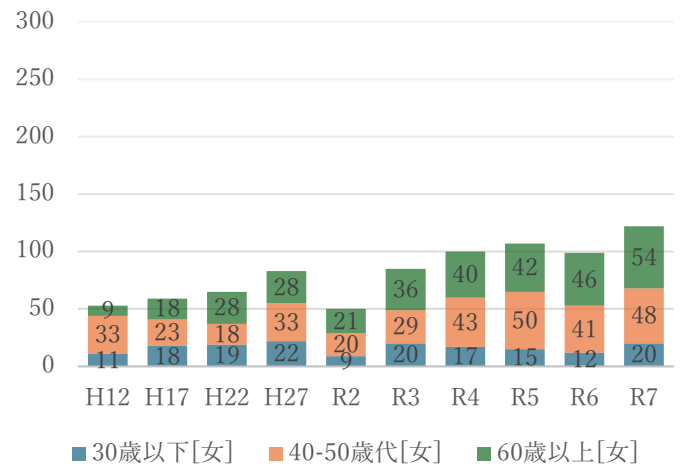
### (2) 遭難者数の男女別・年齢別構成

男女別では、男性の遭難者が約7割を占める。年齢別では、40-50歳以上の男性による遭難が最多であったところ、平成23年前後を境に60歳代以上の男性が最多となり、ボリュームゾーンがシフトしている。

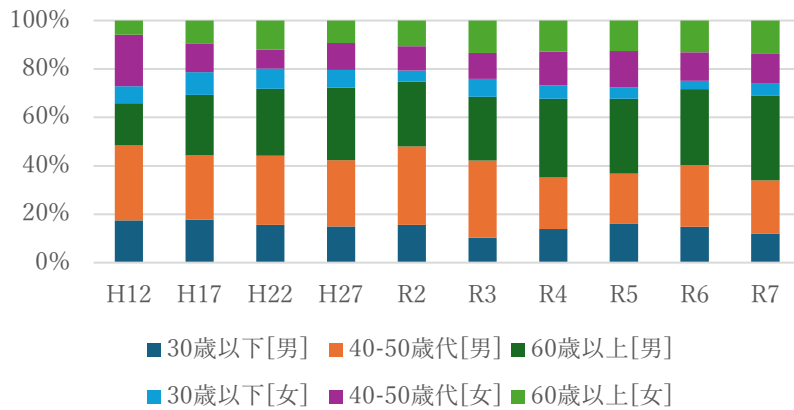
遭難者数(年齢別・男性)



遭難者数(年齢別・女性)



遭難者数(年齢別・割合)



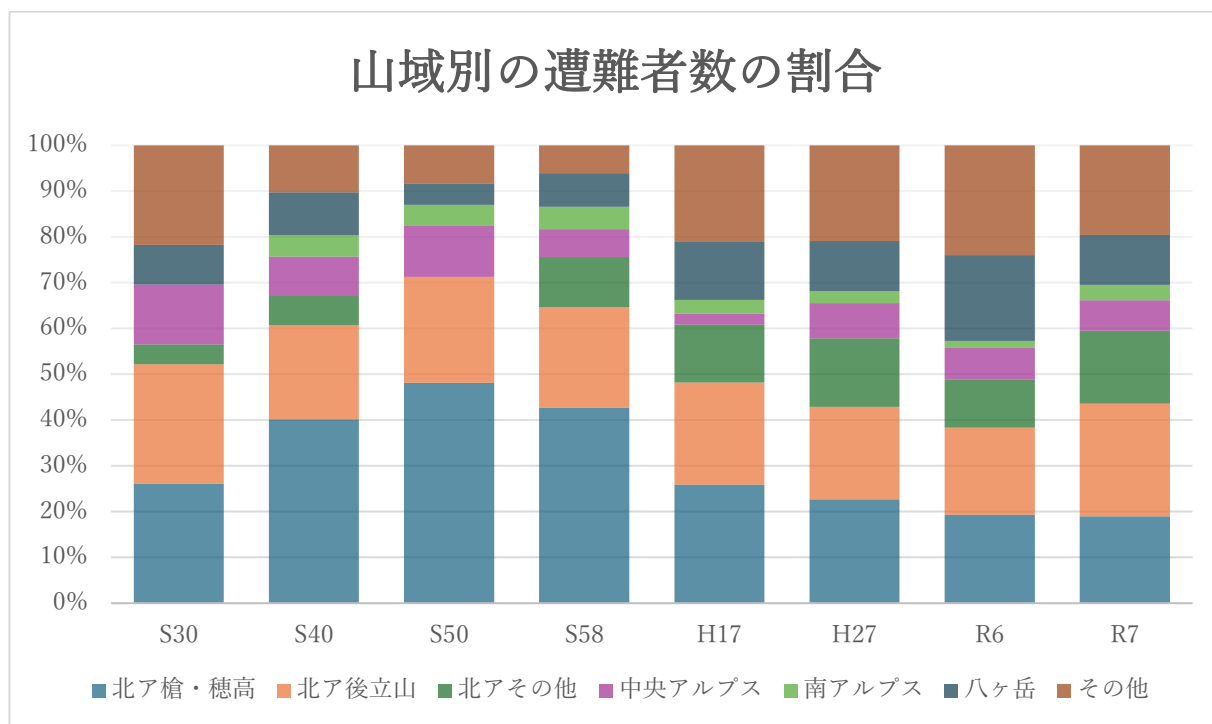
《性別・年齢別遭難者数》

年代		H12	H17	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
男	30歳以下	27	34	36	40	47	54	55	45	53	54
	40-50歳代	48	51	66	68	55	86	62	82	64	72
	60歳以上	27	48	64	69	98	103	90	90	88	98
女	30歳以下	11	18	19	7	13	20	20	22	22	16
	40-50歳代	33	23	18	27	34	23	22	33	26	41
	60歳以上	9	18	28	40	32	42	52	28	50	46
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	10年間の平均	
男	30歳以下	40	44	31	28	43	53	52	47	44.5	
	40-50歳代	83	78	64	86	66	69	89	86	75.7	
	60歳以上	105	84	53	71	101	103	110	137	95.0	
女	30歳以下	28	14	9	20	17	15	12	20	17.3	
	40-50歳代	36	30	20	29	43	50	41	48	36.4	
	60歳以上	38	40	21	36	40	42	46	54	41.3	

### (3) 山域別の遭難者数

北アルプスにおける遭難者数は常に全体の半数以上を占めているが、その内訳は「槍・穂高」から北アルプスの「その他」山域（表銀座、裏銀座山系、乗鞍岳等）に徐々にシフトしている。

北アルプス以外の山域でも、八ヶ岳を中心に全体的に件数・割合ともに増加傾向にある。また、「その他」山域（戸隠連峰、志賀高原、里山等）の割合も増加傾向にある。

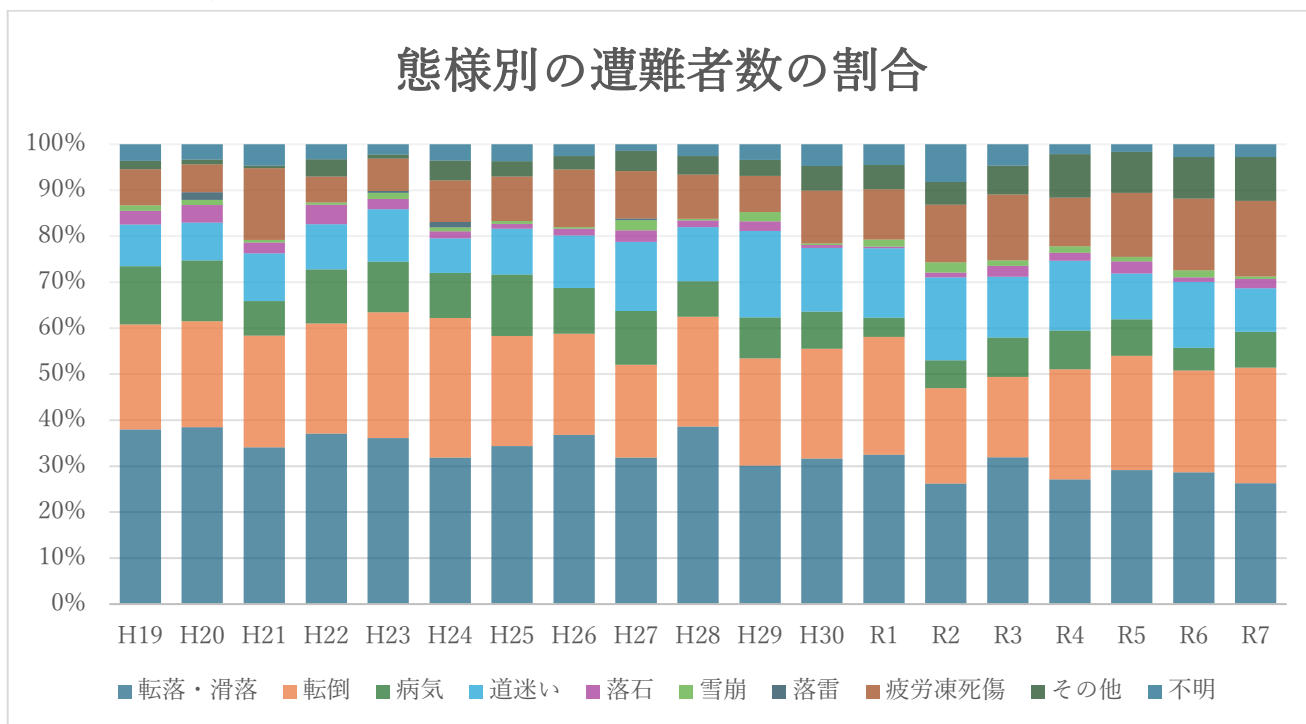


#### 《山域別の遭難者数》

		S30	S40	S50	S58	H17	H27	R6	R7
北アルプス	槍・穂高	6	43	52	35	43	62	62	68
	後立山	6	22	25	18	37	55	61	88
	その他	1	7	0	9	21	41	34	57
	小計	13	72	77	62	101	158	157	213
中央アルプス		3	9	12	5	4	21	22	24
南アルプス		0	5	5	4	5	7	5	12
八ヶ岳		2	10	5	6	21	30	60	39
その他		5	11	9	5	35	57	77	70
計		23	108	108	82	166	273	321	358

(4) 態様別発生状況

全国的には「道迷い」による遭難が最多であるが、本県においては「転落・滑落・転倒」に起因した遭難が常に最多を占める。また、令和2年前後から「疲労凍死傷」（特に「疲労」）が増加傾向にある。



《態様別遭難者数》

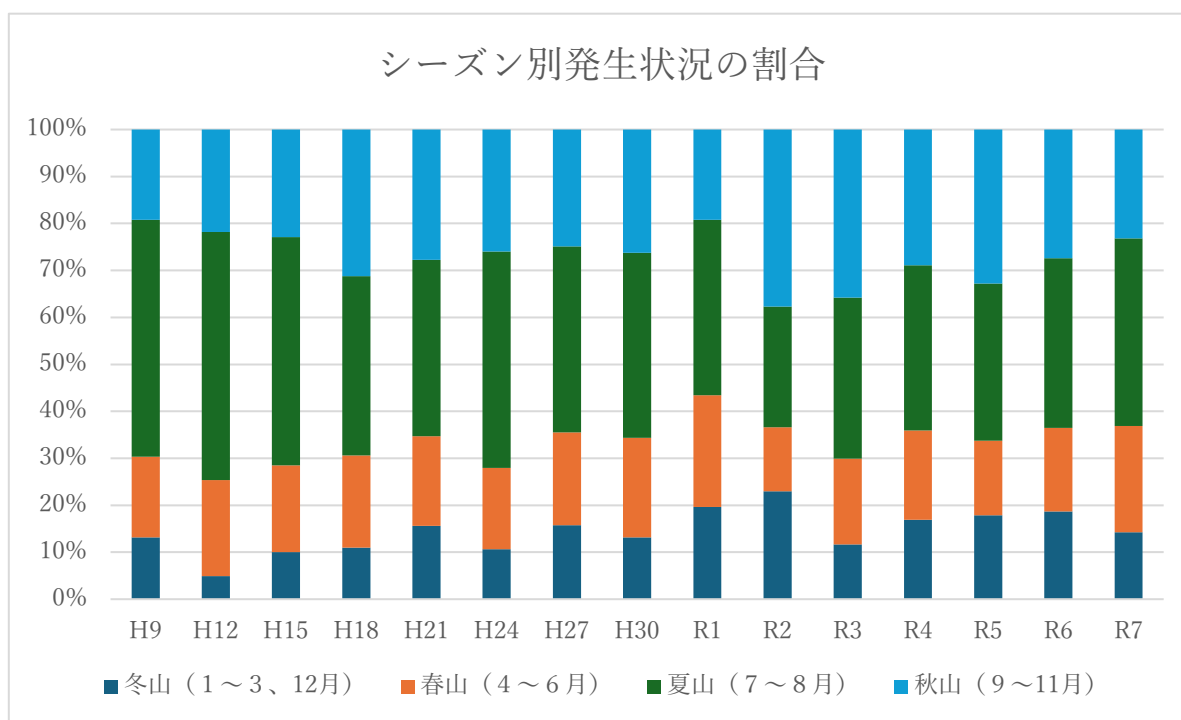
(人)

態 様	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
転落・滑落	63	70	59	79	82	81	103	100	87	105
転 倒	38	42	42	51	62	77	72	60	55	65
病 気	21	24	13	25	25	25	40	27	32	21
道 迷 い	15	15	18	21	26	19	30	31	41	32
落 石	5	7	4	9	5	4	3	4	7	4
雪 崩	2	2	1	1	3	2	2	1	6	1
落 雷	0	3	0	0	1	3	0	0	1	0
疲労凍死傷	13	11	27	12	16	23	29	34	28	26
そ の 他	3	2	1	8	2	11	10	8	12	11
不 明	6	6	8	7	5	9	11	7	4	7
合 計	166	182	173	213	227	254	300	272	273	272
態 様	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
転落・滑落	88	94	86	48	82	77	88	92	94	
転 倒	68	71	68	38	45	68	75	71	90	
病 気	26	24	11	11	22	24	24	16	28	
道 迷 い	55	41	40	33	34	43	30	46	34	
落 石	6	2	1	2	6	5	8	3	7	
雪 崩	6	1	4	4	3	4	3	5	2	
落 雷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
疲労凍死傷	23	34	29	23	37	30	42	50	59	
そ の 他	10	16	14	9	16	27	27	29	34	
不 明	10	14	12	15	12	6	5	9	10	
合 計	292	297	265	183	257	284	302	321	358	

(5) シーズン別発生状況

夏山（7～8月）での遭難が約半数を占める。秋山（9～11月）との合算では、無雪期における遭難が全体の6割以上を占める。夏山の期間では、総じて「負傷者」「無事救出」の割合が大きく、「死者」「行方不明者」の割合は小さくなる傾向にある。

冬山～春山での遭難は、その年における積雪のコンディションに左右される。雪質が良い年は、登山者数が増加するため、遭難件数も増加する傾向にある。また、夏山に比べて「死者」の割合が大きく、重症化しやすい傾向にある。



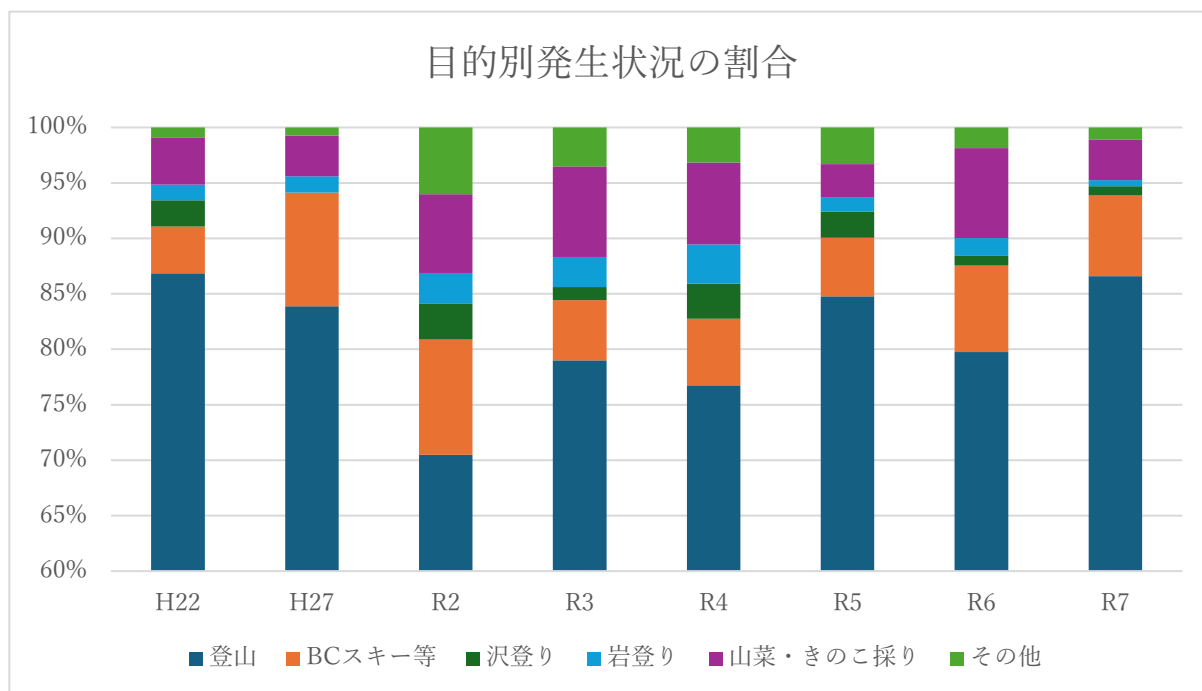
《シーズン別発生件数》

(件)

	H9	H12	H15	H18	H21	H24	H27	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
冬山 (1～3、12月)	13	7	18	19	27	27	43	39	52	42	30	48	54	60	51
春山 (4～6月)	17	29	33	34	33	44	54	63	63	25	47	54	48	57	81
夏山 (7～8月)	50	75	87	66	65	117	108	117	99	47	88	100	101	116	143
秋山 (9～11月)	19	31	41	54	48	66	68	78	51	69	92	82	99	88	83
<b>計</b>	<b>99</b>	<b>142</b>	<b>179</b>	<b>173</b>	<b>173</b>	<b>254</b>	<b>273</b>	<b>297</b>	<b>265</b>	<b>183</b>	<b>257</b>	<b>284</b>	<b>302</b>	<b>321</b>	<b>358</b>

## (6) 目的別発生状況

目的別では、「登山」目的による遭難が全体の7～9割を占める。次いで「バックカントリースキー等」、「山菜・きのこ採り」が多い傾向にある。



### 《目的別発生状況の推移》

(件数)

	H12	H17	H22	H27	R2	R3	R4	R5	R6	R7
登 山	134	144	185	229	129	203	218	256	256	310
BC スキー等	—	3	9	28	19	14	17	16	25	26
沢 登 り	—	1	5	0	6	3	9	7	3	3
岩 登 り	—	—	3	4	5	7	10	4	5	2
山菜・きのこ採り	8	13	9	10	13	21	21	9	26	13
そ の 他	—	5	2	2	11	9	9	10	6	4
計	142	166	213	273	183	257	284	302	321	358

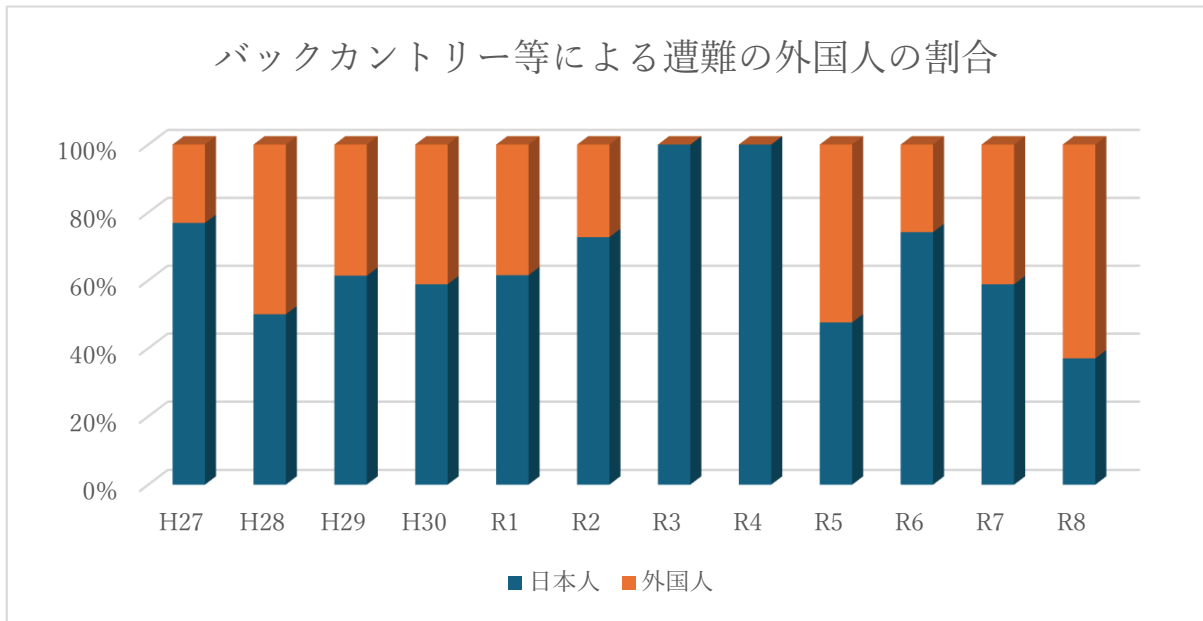
※平成19年までは「登山」、「山菜採り」の2項目で分類。

※BC…「バックカントリー」の略

#### ① バックカントリースキー等目的による遭難

バックカントリースキー等目的による遭難は、「登山」目的に比べて件数は少ないが、厳冬期に集中して発生し、かつ無雪期に比べて救助に際しての二次被害のリスクが高いことから、深刻である。近年はインバウンド需要の回復に伴う外国人による遭難が増加傾向にあり、発生件数全体を押し上げる主要因となっている。

バックカントリー等による遭難の外国人の割合



《バックカントリースキー等目的の遭難件数等の推移》

	発生件数 (件)	遭難者数 (人)	遭難者数					うち外国人	(割合)
			死亡	行方不明	負傷	無事救出			
H27	28	39	7	0	11	21	9	23.1%	
H28	7	14	2	0	3	9	7	50.0%	
H29	30	44	3	0	13	28	17	38.6%	
H30	15	17	3	0	8	6	7	41.2%	
R1	20	26	3	0	9	14	10	38.5%	
R2	19	22	3	0	8	11	6	27.3%	
R3	14	16	2	0	8	6	0	0.0%	
R4	17	22	2	0	5	15	0	0.0%	
R5	16	21	3	2	6	10	11	52.4%	
R6	25	31	3	0	5	23	8	25.8%	
R7	26	34	3	0	10	21	14	41.2%	
R8	22	27	3	1	4	19	17	63.0%	

② 山菜・きのこ採りによる遭難

主に山菜は4～5月、きのこは10月に成長するため、本件による遭難もこの時期にかけて集中して発生する。ほとんどは60歳代以上の中高年齢層による遭難である。

どちらも登山道を外れた急斜面に生えることが多いため、急斜面でのスリップによる「滑落」や、採取に集中して現在地を見失う「道迷い」による遭難が多い。また、熊に襲われたケースもある（令和7年・1件）。

	R5	R6	R7
遭難件数 (件)	9	26	13
遭難者数 (人)	12	26	14
うち 山菜採り	4	8	3
うち きのこ採り	5	18	11
うち 60歳代以上	11	24	14

### 3 登山者の動向、登山をめぐる環境の変化

昭和 50 年代頃から続く中高年を中心とした登山ブームや、平成 21 年頃に流行した「山ガール」に象徴される若者への波及に伴い、登山人口全体の増加に起因した山岳遭難の増加が継続している。スポーツクライミングやトレイルランニングの流行など、登山の楽しみ方は多様化しており、一概にピークハント（頂上を目指す）に限らない。

登山人口の増加や目的の多様化により、登山の心得や準備が拙い登山初心者が多く入山するようになり、結果として山に対する危険認識の低さや自己の能力を過信した行動が山岳遭難を招いていると考えられる。

#### (1) 登山安全条例制定時（平成 27 年頃）までの主な遭難増加の要因

山ガールなどに象徴される登山人気を背景に世代を問わず登山ブームが発生し、登山のレジャー化が加速。登山の楽しみ方も多様化し、山岳会等に参加せず、登山の技術や経験の拙い「未組織登山者」が多く入山するようになった。

その結果、登山における自己責任の認識の強化と遭難発生時の対応の迅速化の観点から、登山計画書の届出義務化や登山者の責務の記載など、行政による緩やかな規制の取組が全国的に進められた。

#### 《安全登山に関する条例》（制定順）

時 期	自治体	条例の名称	計画書 義務化	罰則 規定	登山者 の責務
昭和 41 年	富山県	富山県登山届出条例	△※1	○	△※1
	群馬県	群馬県谷川岳遭難防止条例	△※1	○	△※1
平成 26 年	岐阜県	岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例	○	○	○
平成 27 年	新潟県	新潟県焼山における火山災害による遭難の防止に関する条例	○	○	○
	長野県	長野県登山安全条例	○	×	○
平成 29 年	石川県	石川県白山における火山災害による遭難の防止に関する条例	○	○	○
	山梨県	山梨県登山の安全の確保に関する条例	○	×	○
令和 6 年	山梨県	山梨県富士山における登山の適正化に関する条例	◎※2	×	○
		山梨県富士山吉田口県有登下山道設置及び管理条例			
		山梨県富士山吉田口県有登下山道整備等事業基金条例			
令和 7 年	静岡県	静岡県富士登山条例	○	×	◎※3

※1 「危険地区」を登山する場合に限る（整備された登山道は対象外）。

※2 登下山道の利用に際しては「知事の許可」が必要。

※3 「登山者の遵守事項」の条項により登山者の具体的な義務を規定。

#### (2) コロナ禍以降の主な遭難増加の背景

##### ① 「登山のデジタル化」の加速

- ・登山地図アプリやスマートウォッチなど便利なデジタルツールが普及し、手軽に現在位置や方位、標高がわかるようになり、「道迷い」による全国の遭難者数は減少傾向にある。紙の地図やコンパスを用いた地図読みなど特別な技術がなくとも登山が楽しめる環

境が整備され、「道迷い」のリスクは大きく軽減された。

- SNSや動画サイト等が普及し、登山道の状況など山中の最新情報が入山前に簡単に入手できるようになった。
- 一方、登山初心者等が他者の成功体験を鵜呑みにしたり、誤った解釈をすることで「登山者の力量と山の難易度のミスマッチ」が発生するなど、登山に関するメディアリテラシーの欠如に起因した遭難のリスクが高まった。
- 登山者の情報収集方法がWEBサイト等に変化し、山岳会等に所属しない「未組織登山者」が増加。山岳会等が伝えてきた「登山の常識やルール」が継承されていない。

## ② 登山者の力量（知識や経験、技術）と山の難易度のミスマッチ

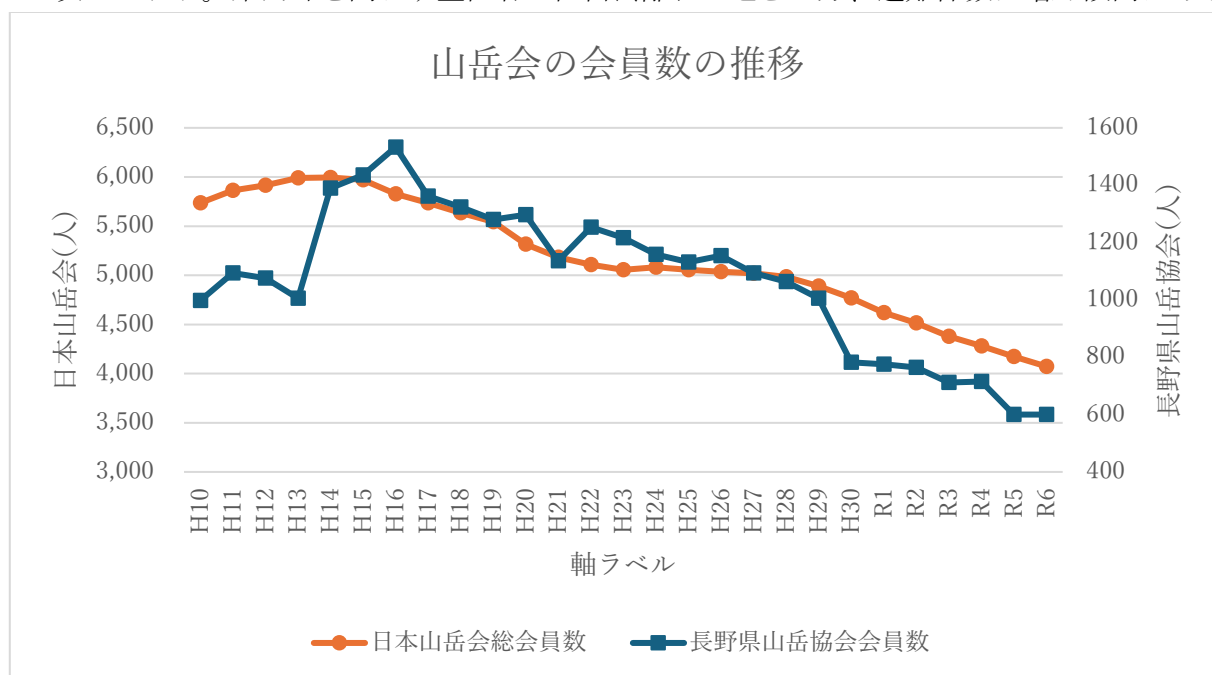
- 中高年齢層における身体機能の衰えに対する認識不足、登山初心者の自己の身体能力の認識の誤りや情報の誤った解釈などに起因した「ミスマッチ」が発生。
- 登山者の力量（知識や経験、技術）の低下は、従来の標準的な登山者であれば自己でカバー可能なレベルの「道迷い」や「疲労」による救助要請の増加に繋がっている。その結果、「無事救出」の割合が増加傾向にある。
- 夏山に限らず、登山者に人気が高い冬山入門レベルの山岳（八ヶ岳等）にも同様の傾向が見られる。

## (3) その他の背景

- 通信技術の発展：携帯電話の普及や不感地帯解により潜在的に生じていた遭難が顕在化
- コロナ禍でのアウトドアブームの発生：登山者の総人口が増加
- 外国人登山者の増加：インバウンド需要の回復により外国人登山者が増加

### 【参考1】山岳会等に所属しない未組織登山者

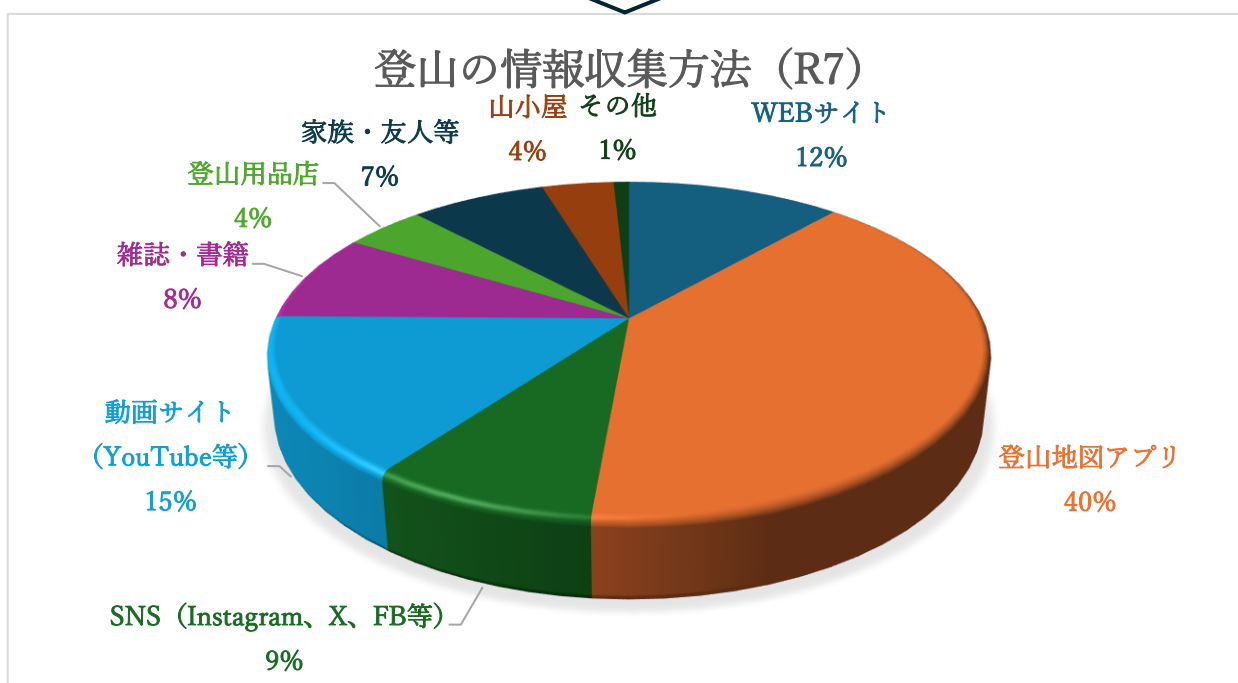
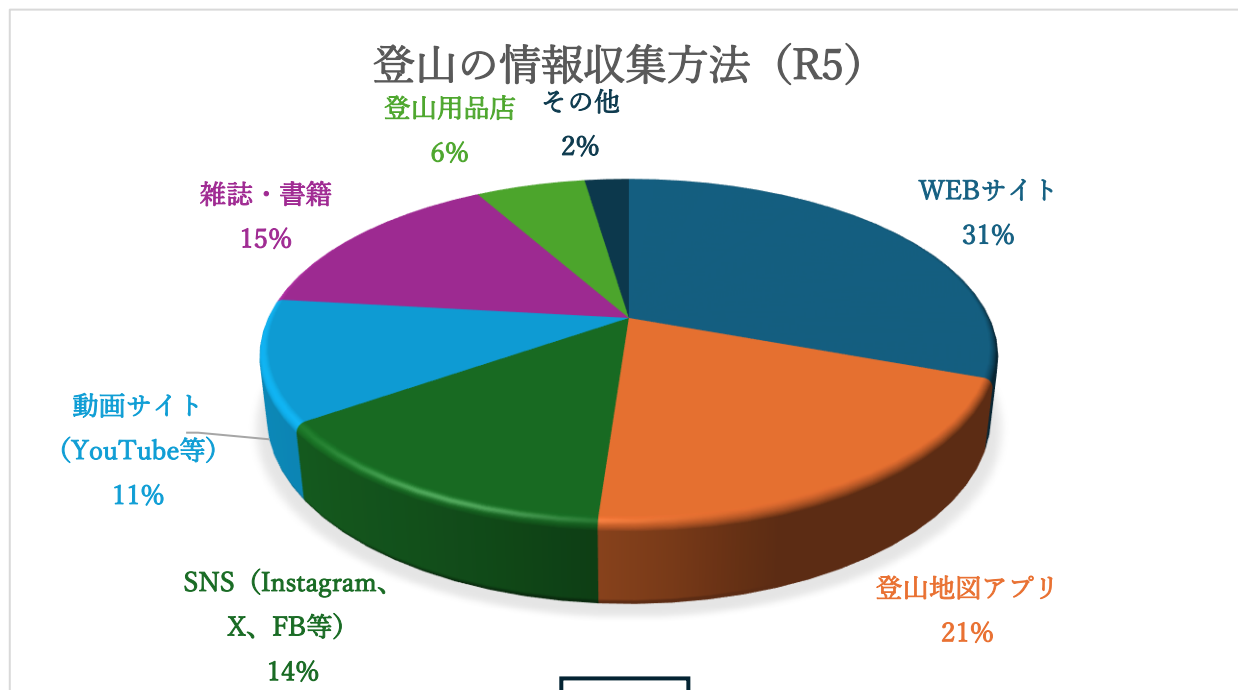
公益社団法人日本山岳会及び長野県山岳協会の会員数（加盟団体の会員数の計）の変遷は次のとおり。県内外を問わず登山者の山岳会離れが進む一方、遭難件数は増加傾向にある。



【参考2】登山の情報収集方法（出展：「長野県登山計画書の届出状況等調査」）

令和5年の調査時には、「WEBサイト」が31%で最多。次いで「登山地図アプリ」40%、「雑誌・書籍等」15%が占めている。

令和7年の調査時には、「登山地図アプリ」が40%で最多。次いで「動画サイト」15%、「WEBサイト」12%となった。



※「家族・友人」、「山小屋」は令和7年度の新規項目。

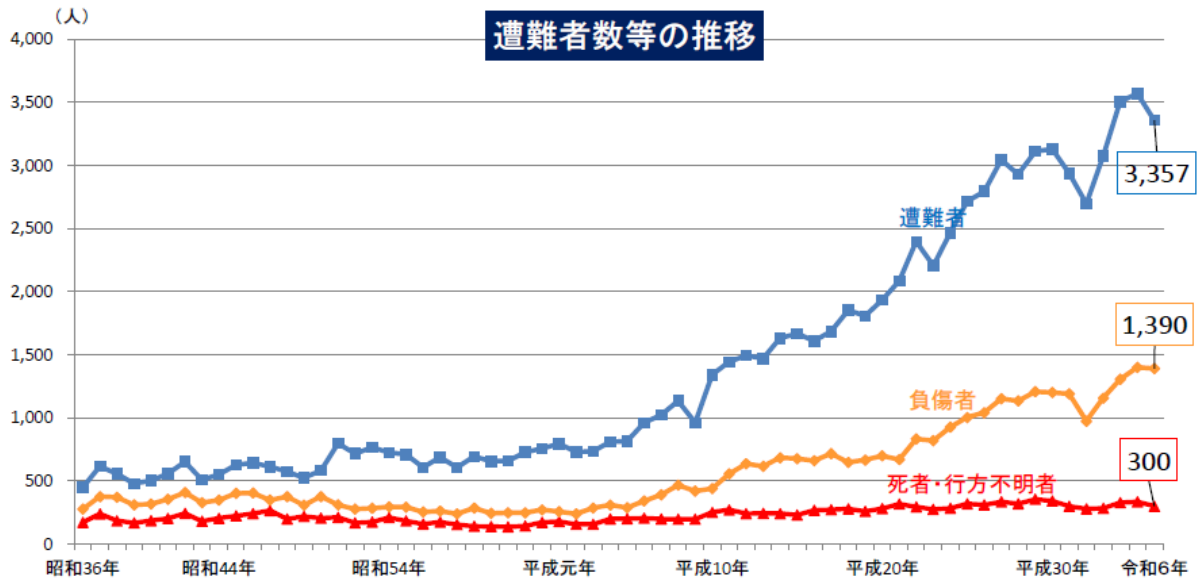
#### 4 全国の遭難発生状況と安全登山の取組状況

##### (1) 全国の山岳遭難の発生状況の推移

(出展：「令和6年における山岳遭難の概況等」、警察庁生活安全局生活安全企画課)

全国の遭難発生状況は下表のとおり。全国的にも令和5年に遭難者数・遭難件数ともに過去最多を更新した。また、無事救出者の割合の増加や60歳以上の遭難が最多を占めるなど、全国的にも本県と同様の傾向にある。

都道府県別の遭難者数・遭難件数では、本県が全国1位となった。一方、「主な山岳別遭難状況」では、「富士山」、「高尾山」の遭難の増加率が「穂高連峰」を大きく上回った。



##### 《全国の遭難者数の推移》

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
発生件数 (件)	2,508	2,495	2,583	2,661	2,531	2,294	2,635	3,015	3,126	2,946
遭難者数 (人)	3,043	2,929	3,111	3,129	2,937	2,697	3,075	3,506	3,568	3,357
死者	298	278	315	298	267	241	255	301	293	265
行方不明者	37	41	39	44	32	37	28	26	42	35
負傷者	1,151	1,133	1,208	1,201	1,189	974	1,157	1,306	1,400	1,390
無事救出者	1,557	1,477	1,549	1,586	1,449	1,445	1,635	1,873	1,833	1,667

##### 《令和6年 年齢層別山岳遭難者》

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
20歳未満	137	154	186	154	195	127
20～29	207	194	247	296	268	300
30～39	258	231	229	258	253	235
40～49	396	321	413	406	465	377
50～59	451	444	513	562	623	624
60～69	640	511	572	708	706	630
70～79	668	636	702	823	790	771
80～89	173	196	207	236	248	265
90歳以上	7	7	5	12	18	11
不明	0	3	1	51	2	17
合計	3,129	2,697	3,075	3,506	3,568	3,357

《令和6年 主な山岳別遭難状況》

	5年平均	増減率	令和6年
富士山（人）	51	62%増	83
高尾山（人）	86	52%増	131
穂高連峰（人）	55	21%増	66
遭難者数推移（人）	3,157	6%増	3,357

《令和6年 都道府県別山岳遭難発生状況（トップ10）》

順位	都道府県	発生件数 (件)	遭難者数（人）				
			死者	行方不明	負傷者	無事救出	
1位	長野県	321	350	50	3	142	155
2位	北海道	189	226	19	2	88	117
3位	神奈川県	183	209	4	1	81	123
4位	東京都	183	204	8		97	99
5位	山梨県	152	163	17	1	80	65
6位	兵庫県	137	155	10	1	60	84
7位	富山県	127	137	6	3	64	64
8位	群馬県	121	135	13		66	56
9位	新潟県	114	136	12		39	85
10位	静岡県	113	128	17	3	51	57
	：						
	合計	2,946	3,357	265	35	1,390	1,667

(2) 全国における安全登山の取組

1 安全登山啓発の取組	
1	<b>山のグレーディング等の取組</b> －登山者の力量と山の難易度のミスマッチを防ぐための適切な山選びの指標を作成 [長野県・新潟県・山梨県・静岡県・岐阜県・群馬県・栃木県・山形県・秋田県・富山県・石鎚山系・祖母/傾/大崩山系（10県2山域）]
2	<b>北アルプス登山ルートマップの発行</b> －北アルプス山域で危険箇所や山のグレーディングを表示した総合的な地図を作成 [北アルプス三県（岐阜県・富山県・長野県）合同山岳遭難防止対策連絡会議]
3	<b>その他の取組</b> －各登山口における相談活動、各種登山関連イベントへの安全登山ブースの出展 など
2 入山の抑止に関する取組	
1	<b>弾丸登山や軽装登山を防ぐための登山ゲートの設置・運営</b> [富士山（山梨県・静岡県）] －富士山における登山ゲートに権限を持った登山指導員を配置 [山梨県] －登山者の遵守事項として入山前に事前学習を義務付け、登山ゲートで確認 [静岡県]
2	<b>登山計画の事前審査制</b> －谷川岳岩場地帯、北アルプス劔岳周辺の極めて困難な山岳（整備された登山道は対象外）を登山する場合に登山計画書を事前に提出させて審査 [群馬県、富山県]
3	<b>冬山入山規制 ※努力義務</b> －谷川岳岩場地帯、北アルプス劔岳周辺で厳冬期の入山を制限 [群馬県・富山県]
3 その他	
1	<b>登山計画書の未届者に対する罰則規定</b> －登山計画書の未届出者への罰則を規定 [岐阜県・石川県・新潟県・群馬県・富山県]
2	<b>受益者負担の設定（使用料、入山手数料）</b> －富士山における各種取組に係る費用の徴収を規定 [山梨県・静岡県]

## 5 各県の登山安全条例の比較

県名	富山県	群馬県	岐阜県	新潟県	長野県	石川県	山梨県	静岡県	
条例名	<a href="#">富山県登山届出条例</a>	<a href="#">群馬県谷川岳遭難防止条例</a>	<a href="#">岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例</a>	<a href="#">新潟焼山における火山災害による遭難の防止に関する条例</a>	<a href="#">長野県登山安全条例</a>	<a href="#">石川県白山における火山災害による遭難の防止に関する条例</a>	<a href="#">山梨県登山の安全の確保に関する条例</a>	<a href="#">静岡県富士登山条例</a> ( <a href="#">静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例</a> )	
公布日	昭和41年3月26日公布	昭和41年12月20日公布	平成26年7月15日公布	平成27年3月31日公布	平成27年12月17日公布	平成29年3月23日公布	平成29年10月20日公布	令和7年3月27日公布	
施行日	昭和41年3月26日施行	昭和42年1月1日施行	平成26年12月1日施行	平成27年6月1日施行	平成27年12月17日施行	平成29年7月1日	平成29年10月20日	令和7年5月9日	
条文等	第1条～12条	第1条～第15条	第1条～第8条	第1条～第9条	第1条～第23条	第1条～第9条	第1条～第11条	第1条～第6条	
規制地域	・「危険地区」(剱岳、早月尾根を中心とした区域) ・「特別危険地区」(東大谷、池の谷を中心とした地域)を設定(§1の2)	・「危険地区」谷川岳東面、南面に属する条例別表に指定する地区	北アルプス地区等 焼岳、御嶽山、白山、乗鞍岳、西穂高岳、奥穂高岳、槍ヶ岳等	新潟焼山の活火山地区 (新潟焼山の山頂から2km以内の地域)	指定山岳の指定登山口から山頂までの区間(§20、告示) ○指定山岳(168)、 ○指定登山口(121)	白山の活火山地区 (白山の火口域から四キロメートル以内の区域)	・「安全登山推進区域」 <富士山(概ね六合目以上以上)・ハケ岳(赤岳、権現岳、編笠山)・南アルプス(白根三山、鳳凰山、甲斐駒ヶ岳等)> ・「安全登山推進重点区域」 <富士山(3000m以上)・ハケ岳(赤岳、権現岳、編笠山)・南アルプス(白根三山、鳳凰山、甲斐駒ヶ岳等)>	富士山吉田口県有登山道 ・吉田口五合目泉ヶ滝登山道 ・吉田口下山道	「富士宮口」「御殿場口」「須走口」から富士山頂
規制内容	・「危険地区」は登山20日前までに登山届提出(§4) ⇒登山届済書を交付(§5) ⇒登山者は登山届済書を携行(§6) ・「特別危険地区」は12/1～4/15は立ち入らないよう努める(§3)	「危険地区」の登山 ○12/1～2月末日 ・登山しないように努める(§6) ○登山禁止(§7) ○冬山の期間以外 ・「危険地区」登山10日前までに登山届を提出(§8) ⇒届出済押し交付(§9) ・登山届の携帯義務と提示義務(§11)	北アルプス地域等を登山しようとするときは、知事に届け出なければならない(§5)	新潟焼山の活火山地区に登山しようとするときは、知事に届け出なければならない(§5)	・指定登山道を通行しようとするときは、あらかじめ登山計画書を知事に届け出なければならない(§21)	白山の活火山地区に登山しようとするときは、知事に届け出なければならない。	・「安全登山推進区域」(§6) ⇒「努力義務」(§7) ・「安全登山推進重点区域」(§6) ⇒12/1～3/31「義務」(§7) ・「計画変更の催告」(§8) 「届出に関する指導助言」(§10)	①登山道を利用する場合は知事の許可が必要 ②使用料の納付義務(一人1回につき4,000円) ③禁止行為 ④利用制限 ⑤通行禁止措置	①登山者の遵守事項(§3) ・知事指定講習の修了 ・午後2時～午前3時の入山は山小屋に宿泊する ②入山の届出義務(§4) ③「入山証」の携帯、提示義務(§5) ④入山手数料 1人4,000円(手数料徴収条例)
届け出内容	(§4) ○住所、氏名、年齢 ○登山歴 ○行程及び日程 ○日程中の行動の概要 ○装備及び食糧 ○緊急時における連絡先 ○緊急時の救助体制 ○保険の加入状況	(§8) ○住所、氏名、性別、年齢 ○山岳団体所属 ○登山歴 ○行程及び日程 ○装備及び食糧 ○非常の際の連絡先	(§5) ○登山者の住所、氏名、性別及び年齢 ○登山の期間、行程 ○装備品、飲料水、食糧の内容 ○緊急時における連絡先 ○無線等の通信手段 ○山岳団体等への加入 ○保険の加入状況 ○その他規則で定める事項	(§5) ○住所、氏名、性別、年齢 ○登山の期間及び行程 ○装備品の内容 ○緊急時における連絡先 ○規則で定める事項(§3) ・性別、年齢、電話番号 ・山岳保険の加入状況 ・加入山岳団体の名称等	(§6) ○住所、氏名、性別、年齢 ○登山の期間及び行程 ○装備品、飲料水、食糧の内容 ○緊急時における連絡先 ○携帯電話端末等通信手段 ○その他規則で定める事項	(§7) ○氏名、住所 ○期間及び行程 ○装備品、飲料水、食糧の内容 ○緊急時の連絡先 ○携帯電話端末等通信手段 ○その他規則で定める事項 ・性別、年齢、電話番号 ・山岳団体等への加入	—	(§4) ⇒ (規則 §5) ○氏名、連絡先 ○登山及び下山の経路 ○入山する登山者の数 ○入山年月日、時間帯 ○宿泊する山小屋名 ○その他必要事項	
指導員	「登山指導員」(§6) ・常に届済書を携行し登山指導員から求められた場合は、届済書を提示(§6) ⇒装備が記載事項と相違する場合、指導員が勧告	「登山指導員」(§4、5) ・登山者に対する指示 ・危険地区の巡視 ・その他遭難防止業務	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	「富士登山適正化指導員」(① §8)	規定なし
罰則等の規定	5万円以下の罰金又は過料(§11) ①登山届提出なし ②虚偽の登山届提出 ③届済書の提示拒否	3万円以下の罰金(§14) ①登山禁止に違反 ②登山届、登山計画書を提出しないで登山	5万円以下の過料(§7) ①届出なし ②虚偽届出の登山 ・北アルプス地区(4/16～11/30は危険地区(西穂高岳・奥穂高の間、滝谷、穴毛谷)のみ) ・活火山地区(御岳山、焼岳、白山、乗鞍岳の火口域から1～2km以内)	5万円以下の過料(§8) ・届出なしの登山者が発した警告(§7)に従わない場合	規定なし	5万円以下の過料(§8) ①届出なし ②虚偽の届出による登山 <白山の火山地区(白山の火口域から2km以内)>	規定なし	規定なし	規定なし
その他の規定	○登山届の記載内容(§4) ○審議会設置「山岳遭難防止対策審議会」(§7～10)	○登山者の守るべき事項(§3) ○登山指導センター(§4) ○天候悪化時の登山禁止(§7) ○登山届に代わる「登山計画書」提出(§10) ○指導員の身分証所持(§12) ○遭難時の連絡(§13)	○関係者の責務(県、登山者)(§3～4) ○事務の委託(§6)	○県の責務(§3) ○登山者の責務(§4) ○事務の委託(§6)	○関係者の責務(県、登山者等、山岳遭難防止対策協会、山岳関係事業者、山岳関係団体、登山ガイド、旅行者、市町村との連携)(§3～10) ○登山者等の遵守事項(§11)、 ○登山を安全に楽しむ指針(§12) ○啓発活動の推進(§13) ○外国語による情報提供(§14) ○山岳環境保全適正利用方針(§15) ○安全な登山の環境整備(§16) ○遭難者の捜索救助(§17) ○火山災害の安全確保(§18) ○財政上の措置(§19) ○山岳保健への加入(§22)	○県の責務(§3) ○市町の責務(§4) ○登山者の責務(§5) ○事務の委託(§7)	○県の責務(§3) ○登山者の責務(§4) ○安全登山指針(§5) ○事務の委託(§9)	○県の責務(§3) ○登山者の責務(§4) ○市町村等との連携協力(§5)	
担当課	生活環境文化部 自然保護課	産業経済部 観光リゾート推進課	危機管理部 防災課	防災局 防災企画課	観光スポーツ部 山岳高原観光課	危機管理部 防災対策課	観光文化・スポーツ部 観光振興グループ	観光文化・スポーツ部 富士山観光振興グループ	スポーツ・文化観光部 富士山世界遺産課

※条例名のハイパーリンクから各県のHPIにアクセスいただけます。